

総務省

○農林水産省告示第三号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十日

総務大臣 野田 聖子

農林水産大臣 齋藤 健

国土交通大臣 石井 啓一

津軽	半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
	青森県つがる市の全域	つがる市	つがる市産業振 興促進計画	平成三十年 五月十六日